

住民基本台帳閲覧状況の公表

住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項、住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第3条の規定に基づき、下記のとおり住民基本台帳閲覧状況を公表します。

令和6年度分（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

◆国又は地方公共団体の機関による閲覧状況

閲覧年月日	国、地方公共団体の名称	請求理由の概要	閲覧に係る住民の範囲
請求なし			

◆個人又は法人による閲覧状況

閲覧年月日	申出者氏名(名称)	代表者	利用目的の概要	閲覧に係る住民の範囲
令和6年7月5日	朝日新聞社 メディア事業本部 マーケティング部	部長 小島 雄一	「2024年 新聞およびWeb利用に関する総合調査(調査票タイトル:「くらしと情報についてのおたずね」)実施のための対象者抽出」	荒砥乙満15歳以上(平成21年8月末日まで生まれ)の日本人の男女 23名